

地域における災害対処の手引き
地震災害編

令和5年3月
生駒市役所防災安全課

【この手引きの目的】

この手引きは、地震災害を想定して、自治会や自主防災会等の地域における防災活動の主体が、具体的にどのように対処すべきか、具体的に検討するための参考資料として作成しました。

また、この検討した内容を取りまとめることにより、「地区防災計画」の主要部分が作成できるようにしました。

なお、地震への対処と風水害への対処とは大きく異なる部分が多くあるため、風水害への対処は別途検討する必要があります。

【この手引きの構成】

この手引きは、地震の発災直後から発災後数日までの間の対処の詳細を、大まかな時間経過の区分に従って、概ね自主防災活動を組織し運営する者の視点で記載しています。。

【本手引きの使用に当たっての注意】

各地域の自治会・自主防災会では、本手引きを参考にして地域で話し合い、それぞれの地域の状況に合わせた、より具体的な対処計画やマニュアルを作成・整備、地域で周知共有し、それに基づき対処してください。

目次

第1章 地震発生時の初期対応	4
0 安全の確保(個人・家庭ごとの行動)	4
0.1 緊急地震速報	4
0.2 安全確保行動(シェイクアウト)等	4
1 地震の規模の確認	5
1.1 震度情報の入手	5
1.2 体感等による概略の震度判定	5
1.3 共助・公助による組織的対応の開始	6
2 住民の安否確認、被害状況の把握	8
2.1 安否確認の方式	8
2.2 手助けが必要な場合	9
2.3 余震への対応	10
2.4 不在となる場合の対応等	10
2.5 地域の被害情報の収集	10
3 救出・救助活動	11
3.1 共助による救出・救助の必要性	11
3.2 救出・救助活動と、避難との役割分担等	11
3.3 救出・救助活動で特に役立つ機材	11
3.4 救出・救助活動に当たるグループの集合	12
3.5 救助のための情報収集	13
3.6 挫滅症候群(クラッシュシンドローム)について	13
3.7 救出後の処置	13
3.8 救出困難な場合	14
4 緊急避難場所・避難所の状況確認等	15
4.1 避難経路の確認	15
4.2 避難施設の安全確認等	15
4.3 避難施設の被害が著しい場合	15
4.4 要援護者の避難準備	15
4.5 避難誘導(要援護者の避難支援を含む)	16
第2章 避難実施後の対処	18
1 消火活動	19
1.1 発災直後の出火とその後の出火	19
1.2 住民組織による消火活動	19
2 避難所の開設・避難者の受け入れ	19

2.1 緊急避難場所と避難所	19
2.2 受け入れの態勢	20
2.3 受け入れの準備及び受け入れの具体的要領.....	20
3 住民の避難状況等の確認.....	20
3.1 避難者名簿の把握・利用	20
3.2 指定避難施設以外へ避難した住民の把握	20
3.3 所在が確認できない人がいた場合.....	21
4 地域の被害状況の把握・通報.....	21
第3章 発災翌日以降の対処.....	22
1 避難所の運営・運営支援.....	22
1.1 避難所の運営・運営支援.....	22
1.2 避難所における犯罪の防止.....	22
2 応急給水	23
3 地域における防犯・防火パトロールの実施.....	23
3.1 パトロールの必要性	23
3.2 パトロールの編成・実施要領等	23
第4章 発災後3日以降の対処.....	24
1 災害ごみの収集	24
2 救援物資の配布.....	24
2.1 地域の全体に救援物資が提供される場合	24
2.2 救援物資の受領・配布の体制作り	25
2.3 物資の請求・受領・配布.....	25
3 ボランティアの手配.....	25
【参考資料】市指定緊急避難場所・避難所一覧.....	27

第1章 地震発生時の初期対応

地震発生当初の対応は、主に各個人ごと、家庭ごとの対応となります。緊急地震速報を入手または大きな揺れを感じたら、各自で安全確保行動(シェイクアウト)を行い、揺れが収まった後で屋外の安全な場所に退避します。

そして特に強い地震が発生した場合は、地域で協力して対応する必要があります。

地震発生から概ね避難完了までの間における対応を、「初期対応」としてまとめました。この間の組織的対応が適切にできるかどうか地域における人的被害大きさを左右する、きわめて重要な時期です。この時期には、地域住民の安否確認を実施した後、被害状況の把握、救出・救助活動と、緊急避難場所・避難所の状況確認(～受け入れ準備)、(受け入れ準備と)避難誘導及び避難を同時並行して行う必要があります。

このため地域で適切に役割分担を定め、組織的に対応することが重要です。また組織的活動を行うための指揮・連絡・調整の拠点(本部)となる場所を定めておくとも便利です。

0 安全の確保(個人・家庭ごとの行動)

0.1 緊急地震速報

最大震度が5弱以上と予想される地震が発生した場合、震度4以上が予想される地域を対象に、テレビやラジオの放送、携帯電話やスマートフォンのメール配信(専用の警報音とともに自動表示)、防災行政無線(同報系)等で「緊急地震速報」が流れます。

なお、携帯電話・スマートフォンについては、「緊急地震速報」を配信しているのは、NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの4社のみです。それ以外の会社とご契約の端末をお使いの場合は、緊急地震速報を受信するための各種アプリ(無料)がありますので、必ずインストールしておきましょう。

0.2 安全確保行動(シェイクアウト)等

揺れが起こっている間は、先ず転倒を避けるため低い姿勢を取り、落下物等から体特に頭を防護できる体勢を取ります。なお、震源から遠い場所では緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが届くまでに時間がかかりますので、揺れがなくても緊急地震速報を見聞きしてから1分程度は、身を守るなど警戒しましょう。



自宅などにいる際は、揺れが収まったら火元を確認(状況により初期消火を実施)した後、ブレーカーを落とし、建物の倒壊や火災、落下物の危険のない屋外の開けた場所に一時退避しましょう。

また、切れた電線には絶対に触らないでください。

この際、揺れが収まりきっていない間に慌てて屋外に出ると、瓦や窓ガラス等が落下して負傷する危険があります。必ず揺れが収まったことを確認してから、上方に注意しつつ(なるべく頭を保護しながら)外に出ましょう。

1 地震の規模の確認

1.1 震度情報の入手

震度3以上の地震が発生すると、震源の位置や各地域の震度分布等がテレビやラジオの放送、スマートフォンの各種アプリ、インターネットの気象庁HPや各プロバイダのサービス等で入手できます。スマートフォンをお持ちの方は、予めこれらのアプリをインストールしたり、アドレスを登録したりしておくとう便利です。

各地の震度は先ず「震度速報」として、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名とその震度が発表され、テレビやラジオその他に流れます。しかしこの段階では、奈良県のすべての市町村が1つの地域として震度を発表されるため、生駒市内の揺れの強さとは必ずしも一致しません。正確な市内の震度情報を得るには、地震発生後しばらくたってから気象庁から発表される「各地の震度に関する情報」を入手する必要があります。

特に激しい地震が発生した場合には停電が発生するとともに、電話回線が不通になったりインターネットが繋がりにくくなったりするため、確実な情報入手手段としては携帯ラジオが適当です。各家庭で準備しておくことが望ましいですが、少なくとも地域で何台かは確保しておく必要があります。

1.2 体感等による概略の震度判定

気象庁から発表される「各地の震度に関する情報」は、概ね市町村単位で発表されます。本市においても市役所の敷地内に設置された地震計の震度が、生駒市の揺れの強さとして発表されます。

しかし本市は南北に長く、また実際の揺れはその付近の地形や地質等にも影響されるため、市役所付近の揺れの強さと、お住いの付近の揺れの強さには若干の差が生じます。(例えば生駒市で最も強い揺れが想定されている「生駒断層帯地震」では、生駒市の震度は市役所付近の震度計のデータから「震度6強」と発表されますが、実際の市内の震度は所により、震度5強～震度7となると予想されています。)

また様々な事情により、地震の震度情報がしばらく入手できないことも考えられます。

震度は、元々は人間の体感等での揺れの状況の認識を尺度として定められたものです。そのため「震度とゆれの状況」を覚えておくと、震度情報を入手できない場合や、お住いの

付近における実際の震度を知るうえで便利です。(図1参照)

1.3 共助・公助による組織的対応の開始

生駒市は本市の震度 5 弱を基準に「災害警戒本部」を立ち上げて被害情報の収集等にあたり、震度 5 強以上で「災害対策本部」を設置して緊急避難場所・避難所を開放するほか、必要な応急対策を行います。(震度 5 弱以下でも被害があれば、必要な対策を実施します。)

前述の図1のとおり、建物の倒壊や斜面の崩落などの本格的な被害は通常、震度 6 弱以上で発生しますが、震度 5 弱程度でも倒れた家具の下敷きになる、階段から転落するなどで負傷し、助けが必要な方が発生します。

このため少なくとも震度 5 弱以上の揺れがあった場合は、近隣同士で助けが必要な方がいないか確認する等、地域での共助の取り組みを開始することが必要になります。

そして少なくとも震度 5 強以上の揺れがあった場合は、次項以下の組織的対応を開始しましょう。

震度とゆれの状況



この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。

詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。

気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

2 住民の安否確認、被害状況の把握

2.1 安否確認の方式

安否確認の方式には、主な方式として「戸別訪問方式」「点呼方式」「表示方式」がありますが、何れの方式でも、地域全体の安否確認を一まとめに行うことは困難です。このため地域をいくつかのブロックに細分し、ブロック毎に安否確認を行う必要があります。またこの際、地域の状況に応じた確認方式をとることが必要です。

1つのブロックは十数世帯から二～三十世帯程度、一般に回覧板を回している範囲程度を一つのブロックとして安否確認を行っていくことが便利です。

2.1.1 戸別訪問方式による安否確認

これは地域の各世帯1軒1軒を訪ねていき、直接安否を確認していく方式です。確実ではありますが、最も手間と時間がかかる方式です。このため可能であれば通常、他の方式による方が便利です。

地域の端から端まで漏れなく確認していく必要があり、アパートやマンション、一つの通り沿いに広がっている地域などでは特に問題はありませんが、住宅が散在している旧村地域などでは、どういう順番に確認していけば漏れなく最も効率的に確認できるか、予め検討・計画しておく必要があります。

また必要に応じて、一人の担当者が確認して回るのではなく、何人かの人で手分けして確認の方がよいですが、その際は漏れが出ないように、特に注意が必要です。予め分担区域の分かりやすい境界や、確認の順番をしっかりと決めておきましょう。

2.1.2 点呼方式による安否確認

地域の各世帯の代表者が、予め申し合わせておいた集合場所に集まり、そこで点呼を取って各世帯の異常の有無を確認する方式です。点呼に集合していない世帯があれば、何らかの異常があったものとして現地の確認に向かいます。

最も効率的に安否確認ができる方式ですが、「震度〇以上の地震が起きたら、必ず定められた場所で点呼を受ける」といったルールが地域の全世帯に徹底されていることが前提となります。徹底ができていないと、異常がないのに点呼に集まらない世帯が多数発生して結局、準備不十分な戸別訪問方式になってしまいます。

また点呼方式を行うためには、平素から「点呼表」を整備しておき、点呼を行う担当者がこれを常に持ち出せるようにしておくことも必要です。

集合場所は夜間・停電時でもわかりやすく、上方からの落下物の恐れのない開けた場所とすることが適当です。公園等に避難を予定する住民が一旦集合する場所を定める場合は、その一角を点呼地点とすることが便利です。

2.1.3 表示方式による安否確認

これは、各世帯が玄関や門扉、塀など目立つ所に、地域で申し合わせた表示を出して、無事であることを示す方式です。この表示を一軒一軒確認していくもので、「戸別訪問方式」を効率的に実施するための補完的な方法と言えます。

表示するものは、地域で申し合わせてわかりやすいものに決めておけばよいですが、「タオルやシャツなど白い布」といった、災害時に家の中が散乱した状況でもすぐに準備できるものとするか、予めドアの取手に掛ける形式のものをドアの内側に準備しておくのが便利です。アパート・マンションのような、各家庭のドアが金属製の地域では、マグネットシートで作っておいた表示をドアの内側に張り付けておき、地震が起きたらドアの表に表示するといったやり方も便利です。

自治会・自主防災会の安否確認を受けたら、余震の発生(2.4参照)に備えるため、必ずその都度表示を撤収しましょう。

【様々な安否確認表示の例】



※既製品も販売されていますが、地域で認識ができれば、有り合わせのものでも十分です。

2.2 手助けが必要な場合

家族の一員が倒れた家具や倒壊した家の下敷きになり逃げだせない、家族で直ぐに助け出せない場合は、近隣に声をかけ合い、協力して助けを呼びます。

2.3 余震への対応

大きな地震の後には、何度も強い余震が発生します。強い余震が発生した場合にはその都度、避難せず自宅に残った方について、改めて安否確認を行う必要があります。このためどの世帯が避難しどの世帯が自宅に残っているのか把握し、明らかにしておく必要があります。(4.5.2を参照)

2.4 不在となる場合の対応等

旅行などで家を空けるときは予め隣近所にその旨を伝えておくよう、各世帯に徹底しておく必要があります。また買い物など近隣に出かけて家を空けているときは、一旦直ちに自宅に戻り無事であることを明らかにするよう、各世帯に徹底してください。

2.5 地域の被害情報の収集

住民の安否確認と併せて、地域の被害状況を把握します。把握した内容は避難実施後に市の対策本部に通報してください。収集すべき事項は以下のとおりです。

- 全・半壊あるいは出火して当分住めない(と思われる)住家の件数
- 救出中・救出困難な要救助者、行方不明者・安否不明者(2章 3.3 参照)の数等
- 医師の手当てが必要な負傷者や生死不明の負傷者数等
- 水道管の破断や危険な斜面の崩落などがあった場合、その詳しい位置と状況
- 断水や停電の有無(区域や概略の軒数)
- 道路が通れなくなっている個所があれば、その位置と状況
- 出火し延焼している個所があれば、その位置と概略の規模(軒数)
- その他特異な被害があればその状況

これらの被害状況は安否確認の際に、集合した地域の住民や、集合しなかった世帯を確認しに行った担当者、各世帯の安否確認を行った担当者等から聞き取りを行い収集します。

被害情報の聞き取りを行う場合は、地域の地図を予め準備し、聞き取った内容を逐次記入・記録できるようにすると便利です。

これらのうち、避難や救出・救助活動に影響する道路や危険な斜面の崩落、火災に関する情報、要救助者や搬送の必要な負傷者の情報等を詳しく聞き取り、その他の内容は避難実施後に聞き取るようにしてもよいですが、複数の施設に分かれて避難する場合、各避難所それぞれで聞き取った内容を、別途地域として取りまとめて地域全体の状況を把握することが必要になります。

なお、地域で対処困難な要救助者及び火災に関する情報は、電話がつながる状況であれば、消防に通報してください。電話が不通又は繋がりにくい場合、避難施設にある防災行政無線(移動系)で市の対策本部に連絡するか、最寄りの消防署や警察に直接連絡に行ってください。

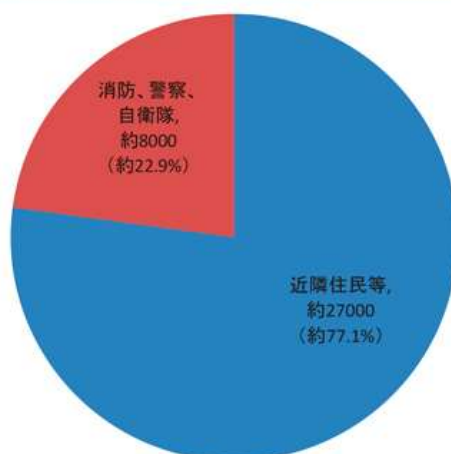
3 救出・救助活動

3.1 共助による救出・救助の必要性

大地震の場合にはしばらくの間、消防や警察に救助を求めようにも、地震の発生直後は電話が通じにくい上、警察や消防の手が回らない状況も発生します。例えば最も大きな被害が想定されている「生駒断層帯地震」では、地震発生の時期にもよりますが、市内で最大300棟弱の建物が火災で焼失すると予想されており、市の消防は当面全力で消火活動に当たらねばならず、救出・救助活動は他の地域から応援の消防隊が順次到着してからということになります。

アパート・マンションやビルの倒壊現場など、専門の機材と技術を要する現場を除き、可能な限り地域で協力して救出・救助活動を行うことが重要です。

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



推計：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。

3.2 救出・救助活動と、避難との役割分担等

被害の規模にもよりますが、救出・救助活動にはある程度時間がかかります。一方、地域の児童や高齢者、障がい者や妊婦、乳幼児のいる母親などは救出・救助活動に参加することが困難であるため、これらの住民は救出・救助活動と並行して、別途避難させる必要があります。

このため、救出・救助活動に当たるグループと、避難誘導に当たるグループとで役割分担を行い、同時並行的に対処を進めることが重要です。また、これらの活動を円滑に実施するため、連絡・調整を行う場所(本部)と担当者を定めておくことが便利です。

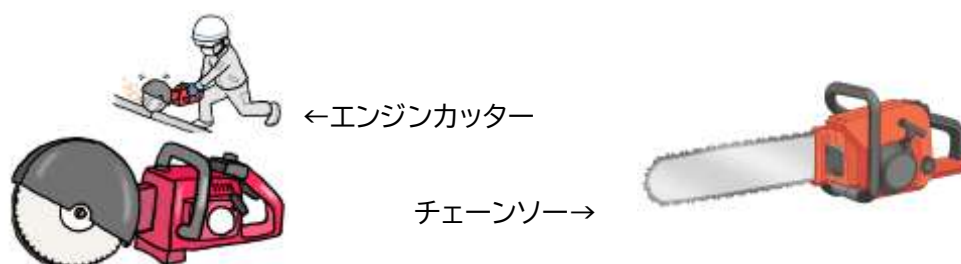
3.3 救出・救助活動で特に役立つ機材

現場の状況にもよりますが、各種工具特にエンジンカッターやチェーンソーが、救出・救助活動で活躍します。また各車両に備え付けられているジャッキも、倒壊した家屋の隙間を広げるのに便利です。また夜間であれば当然、照明も必要になります。これらの機材を保有し

ている家庭や事業所があれば、持ち寄って活用しましょう。

またクレーン(クレーン付きトラックやレッカー車、クレーン仕様油圧シャベルなど)は、救出の際に大活躍します。地域にそういった機材を有する事業者等があれば、救助への協力を要請しましょう。

このため、救出・救助活動に活用できる機材が地域にどの程度あるか、どここの家庭や事業所にどのような機材があるか、予め把握しておくとともに、災害時には機材を有する地域の事業者にも協力してもらえよう依頼しておきましょう。



【注意事項】チェーンソーや特にエンジンカッターは、使用中に金属等に当たると火花が大きく飛び散ります。このため現場にガソリンの流出やガス漏れ等、火が付きやすい可燃物がある場合は使用を控えるか、十分な消火の備えをして使用して下さい。



3.4 救出・救助活動に当たるグループの集合

救出・救助活動に当たるグループは、使用する機材を携行して、予め計画した場所に集合し、安否確認担当者または要救助者家族や近隣住民等から救助要請を受け、現場に急行します。

救出・救助を要する現場は地域で複数箇所発生すると考えられますが、一か所にあまり多くの人員が集中しても不効率となります。5～6名から多くても7～8名程度を1個班としてグループ分けし、各現場を分担しましょう。

地域の範囲が広い場合、予め複数の集合場所を設定しておき、それぞれに分かれて集合する方が便利です。

いずれにせよ、地域の住民が助けを求められるよう、その集合地点を予め周知する(でき

れば分かりやすいよう表示する)、連絡担当者または本部を置く(3.2 を参照)といった配慮が必要です。

3.5 救助のための情報収集

建物の倒壊現場などで下敷きになっている住人を検索・発見し救出するためには、その家の家族構成や普段家のどのあたりにいるかという情報が重要になります。これがあれば、ピンポイントで瓦礫を撤去し救出できますが、これがないと、倒壊した家の瓦礫をすべて撤去して検索・発見することが必要になり、その時間と作業量が膨大なものになります。また一部救出を見落とすという事態も発生します。

このため倒壊家屋等の下敷きになっている住人を検索する場合は、その家の様子をよく知っている家族や親類・知人、近隣住民等から聞き取りを行い、重点的に検索すべき部分と発見すべき人数を特定して作業に取り掛かることが重要です。

3.6 挫滅症候群(クラッシュシンドローム)について

倒壊した建物などに身体の一部、特に四肢が長時間強く圧迫を受けると、その時間にもよりますが、血流が停滞して筋肉の細胞の壊死が生じます。(目安としては 2 時間以上圧迫があった場合とされています。)その後、圧迫状態から解放され血流が再開すると、壊死した筋細胞の物質が血液中に一気に漏出します。普段これらの物質は、細胞の中で重要な働きをしていますが、このような状態では数倍から数百倍の濃度になり、毒物となって急性心不全や腎不全などの全身障害を発症させます。これを「挫滅症候群(クラッシュシンドローム)」等と言います。

倒壊した建物などから救出された直後は、意識も明瞭で、一見軽傷のように見えているのに、数時間後に突然意識が薄れ、最悪の場合には死に至ることも少なくありません。また挟まれていた本人は、救助されたことに喜び、つい「大丈夫です!」と言ってしまい、結果的に対処が遅れてしまうことが生じがちです。

このため倒壊した建物の下敷き等になり、長時間手足に強い圧迫を受けていた人を救出する際には、病院への搬送を同時に準備する必要があります。また救急隊員や病院の職員等に引き継ぐ際には、必ず「手足に強い圧迫を受けていた」といった情報を伝えるよう注意してください。

3.7 救出後の処置

3.7.1 治療等のための搬送

大規模震災時には、各中学校に生駒市医師会が救護所を開設します。また、次項の各病院が救護病院となり、負傷者の救護に当たります。

「3.1 共助による救出・救助の必要性」のとおり、大規模な地震の際には、消防も救急搬送にまで手が回らず、救急車の到着まで何時間もかかることが予想されます。このため

負傷者は地域で協力して、最寄りの救護所か救護病院に搬送してください。

なお、特にひどい負傷をしている人や容態の悪い負傷者、前項に記した「挫滅症候群」の恐れのある救出者などは、可能であれば直接、救護病院に運んでください。

3.7.2 救護病院(全5施設)

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| ① 生駒市立病院 | 住所:東生駒 1-6-2 | TEL:72-1111 |
| ② 近畿大学奈良病院 | 住所:乙田町 1248-1 | TEL:77-0880 |
| ③ 阪奈中央病院 | 住所:俵口町 741 | TEL:74-8660 |
| ④ 白庭病院 | 住所:白庭台 6-10-1 | TEL:70-0022 |
| ⑤ 倉病院 | 住所:本町 1-7 | TEL:73-4888 |

3.7.3 通報・連絡・表示

消防や警察に救助を要請している場合、必ず救出を完了した旨を通報してください。また救出を完了した現場には、救出が完了していることがわかるよう、適宜表示を行ってください。(これがないと、警察や消防が救出済みの現場で延々と無駄な搜索に当たり、他の現場の本来助かるはずの人命の救助が手遅れになります。)

負傷者や救出した人を救護所等に搬送する場合は、「誰を・誰が・どこに運んでいるか」「(運ばれた人を救護施設において、運んだ人が戻る場合)運ばれた人はどこに収容されているか」を係や関係者に連絡し、地域で共有しておきましょう。

3.8 救出困難な場合

現場の状況から救出困難と考えられ避難を優先する場合は、現場に要救助者が未救出で残されていることが分かるように表示してください。

表示は既製品のものもありますが、現場の有り合わせのものでも結構です。その際なるべく目立つようにする(赤いものを掲げるのが一般的です)とともに、後に搜索・救出のため到着するであろう警察、消防、自衛隊などの手助けとなるよう、わかる範囲で救助の必要な人数、氏名、状況の分かる関係者の避難先または連絡先等の関連情報も表示してください。

【表示例】※既製品も販売されていますが、有り合わせのものでも十分です。



4 緊急避難場所・避難所の状況確認等

4.1 避難経路の確認

地域の避難誘導担当者、避難所の受け入れ担当者は、一早く安否確認を済ませた後、予定していた避難経路の状況を確認しつつ、事前に地域で定めておいた避難施設に向かいます。夜間休日等、施設が閉まっている時間帯においては、必要により地域で入口のカギ番号を預かっている人から番号を受領して施設に向かってください。

予定していた経路が通れない、あるいは避難時危険な状況となっている場合は、他の適当な経路を探し、避難経路を変更します。

4.2 避難施設の安全確認等

避難施設に到着したら、施設の被害状況等を確認し、安全に避難者を受け入れることができるか確認します。(施設に管理者などがいれば、協力して実施してください。)建物自体は耐震補強が行われていますが、配管が破断して一部が水浸しになっている、天井の内装が剥離していて落下してくる恐れがあるなど、一部避難者の受け入れに適さない状況になっていることが考えられますが、その場合予め検討していた避難施設の利用計画を一部修正し、当該部分は使用しないこととして事後の受け入れの準備をします。

安全確認の詳細については、生駒市地域防災計画「避難所運営マニュアル」(市のホームページからダウンロードできます。)を参照してください。

避難誘導の担当者は、施設の安全確認が終わった段階で、再度避難経路の安全を確認しつつ引き返し、避難誘導の準備をしてください。

4.3 避難施設の被害が著しい場合

万一施設全体の損壊が激しく、避難者を受け入れられない、あるいは受け入れることが危険であると判断される場合は、市の対策本部に連絡し指示を受けてください。(市の避難所・緊急避難場所に指定されている施設には、緊急時に連絡できる防災行政無線の携帯端末があり、電話がつかない場合でも連絡できます。設置されている場所と操作方法等を確認しておきましょう。)

4.4 要援護者の避難準備

4.4.1 要援護者と「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」

地域には避難施設にまで独力で避難することが困難な、一人暮らしの高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児とその母親等(以下、「要援護者」と記載)がおられます。

そのうち、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」(以下、「支援プラン」と記載)に登録されている方には、「個別支援計画」で支援担当者等が決められていますが、妊婦や同居家族が昼間は仕事でいない等、「支援プラン」には登録されていないが、実際には避難に支援が必要な状況になっている方もおられます。

このため、「支援プラン」に登録されていない方も含め、地域におられるこれら「要援護者」を把握し、支援担当者がいない人は近隣で協力し支援することが必要です。

4.4.2 避難準備の支援

「要援護者」は一般に、避難の準備も自分で行うことは困難です。従って避難準備の段階から支援が必要です。

避難経路に階段などがある場合には、要援護者 1 名を複数人で移動させる必要が生じます。また多くの場合それぞれに、避難生活に携行しなければならない特有の器具や医薬品等があり、車いすや担架などを使用しないと移動させられないことが通常であるため、それらも含めて避難の準備をし、支援に必要な人員を割り当ててください。

地域の要援護者の数に比べ支援に当たれる人員が十分確保できない等やむを得ない場合は、一気に地域の要援護者全員を避難させるのではなく、とりあえず屋外の安全な場所に退避させた後、避難施設に順次搬送する要領や、避難所に携行させる必要のある荷物を後で運ぶなどの要領も検討してください。

4.5 避難誘導(要援護者の避難支援を含む)

4.5.1 避難誘導の方式

避難誘導の方式には、避難経路の要所毎に誘導員を配置して地域の住民の順次避難させる方式(以下、「誘導員方式」と記載)と、避難する住民を一旦適宜の場所に集合させ担当者が先導して避難させる方式(以下、「引率方式」と記載)があります。

「誘導員方式」は地域住民を一旦集合させる必要がないため、地域に公園など適当な集合場所がない場合に向いていますが、避難施設までの距離が遠いと多数の誘導員を配置する必要を生じます。他方、「引率方式」は避難所までの距離に関係なく比較的少ない人員で誘導できますが、地域にある程度の広さのある広場など、避難者を一旦集合させまとめることのできる安全な場所が存在する必要があります。

このように両者には一長一短があるため、地域の実情に応じてどのような誘導方式をとるか、集合地点や誘導員の配置等を予め検討し周知しておく必要があります。

なお、避難施設がきわめて近い区域に限っては特定の避難経路を設けず、家庭ごとに直接避難することも可能です。また地域が広い場合や、地域で複数の施設に分かれて避難する場合は、地域を複数の区域に分け、区域ごとに適切な誘導方式を定め、それぞれに避難経路を設定し誘導することが必要です。

4.5.2 避難者と残留者の把握

大きな地震が発生したからと言って、地域の住民全員が避難しなければならないわけではありません。家具の転倒や停電・断水等はあるにせよ、住居の建物や宅地の擁壁等に損傷や傾きなどが全く見られず、自宅が土砂災害警戒区域に指定されている地滑り危険

区域や急傾斜地危険区域に含まれてもいないならば、自宅に留まっても問題ありませんし、実際に様々な理由で自宅に留まることを選択される方もおられるでしょう。

このため避難施設の安全確認等と並行し、地域に残っている担当で避難する世帯(人)と避難せず自宅に留まる世帯(人)を把握します。

なお、避難して家を空ける世帯は、避難していることや避難先がわかるよう表示(2.1.3 の表示例参照)してもらうようにすると、事後の余震発生時の安否確認等を含めて大変便利です。

4.5.2 避難の呼びかけの実施

夜間の停電状況においては、建物の基礎や柱などの構造部分にひび割れを生じている、全体に傾きを生じているなど深刻な損傷があっても分かりにくいいため、地域に震度6弱以上の揺れがあった場合は、一旦避難して自宅の破損状況等を明るくなってから確認し、避難所に残るか自宅に戻るか判断するよう促してください。

また住家に損傷があった場合、一見大丈夫そうでも余震で倒壊することがあるので、行政による「応急危険度判定」が済むまで自宅で生活しないよう促してください。

被災建築物応急危険度判定ステッカー イメージ

応急危険度判定結果	応急危険度判定結果	応急危険度判定結果
危険 UNSAFE	要注意 LIMITED ENTRY	調査済 INSPECTED
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください	◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補修する場合には専門家に相談下さい	◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です
建築物名称	建築物名称	建築物名称
注記	注記	注記
判定番号	判定番号	判定番号
判定日時 月 日 午前・午後 時 確定	判定日時 月 日 午前・午後 時 確定	判定日時 月 日 午前・午後 時 確定

(赤紙)
この建物に立ち入ることは危険です。

(黄紙)
この建物に立ち入る場合は十分注意してください。

(緑紙)
この建物は使用可能です。

4.5.2 避難誘導の実施

住民の避難に際しては、要援護者やそれ以外の高齢者等、避難に時間のかかる方の避難を目安に誘導を実施してください。

また地域には、保護者が仕事に出ていて子どもだけが自宅に残っている家庭や、言葉が不自由なうえ地震に慣れていない外国人の方もいて、避難の判断ができない場合があります。

そういった方々については平素から近隣で協力して避難するよう周知するとともに、避難実施の際には適宜の地区ごとに担当者を決めて、避難者の取りこぼしががないか最終確認し、誘導するようにしてください。

また誘導に当たる担当者はそれとわかるよう、可能であれば表示を行ってください。特に夜間・停電時には、可能であれば誘導灯などを携行し誘導に当たってください。

車両による避難等について

強い余震が発生した際に事故を起こしやすいこと、そこから大規模な火災に発展する恐れがあること、路上への瓦礫の散乱や路面の損壊・信号機故障等もあり渋滞を生じやすいこと、それにより緊急車両の通行を妨げてしまうこと、避難先の駐車場として利用できるスペースが限られること等から、地震時における避難は徒歩で行うことが原則です。特に夜間においては、停電により明かりがほとんどない状況となるため、車の利用は極めて危険になります。

このため、負傷者や要援護者を搬送しなければならない等のやむを得ない場合を除き、車両での避難は控えてください。

やむを得ず車両を使用する場合は、避難誘導担当とよく連携して渋滞等避け、慎重な運転に心がけるとともに、運転中に大きな余震が起きた際には大規模地震時発生時の交通ルールを守って対応してください。



警察庁・都道府県警察

第 2 章 避難実施後の対処

避難誘導実施以降は、避難施設における対処と、避難施設以外の地域における対処の両者が必要になります。

1 消火活動

1.1 発災直後の出火とその後の出火

炊事などの火からの火災は発災とほぼ同時に発生しますが、地震発生後しばらくたってから徐々に発生する火災もあります。特に住民が避難して人がいなくなった民家などでは出火に気がつかず、初期消火が間に合わない事例が多く発生します。

このため避難せず自宅に留まっている地域の住民に対し、発災後や大きな余震の後の暫くの間は、避難されている近隣の家々の出火の兆候にも警戒するよう注意喚起してください。

1.2 住民組織による消火活動

火災の発生に気が付いた際は、連絡可能な適宜の手段(第1章 2.5 を参照)で消防に通報するとともに、消防も直ちに対応できないことが考えられるため、地域で声を掛け合って協力して地域で消火器を持ち寄り、断水していなければ適宜水道も利用して初期消火に当たってください。

但し地域での消火には限界があり、ある程度大きくなってしまった火災については無理に消火しようとせず、隣接する住家に残っている方の避難を優先させてください。

2 避難所の開設・避難者の受け入れ

2.1 緊急避難場所と避難所

「避難所」とは災害により住居を失った、あるいは自宅に住んでいられなくなった住民が収容されて一定期間生活する施設を言います。これに対し「緊急避難場所」とは、住民が災害による危険を避けるため一時的に利用する施設です。市の指定避難施設は一部を除き、「緊急避難場所」と「避難所」のいずれにも指定されています。

第 1 章の「図1」のとおり、震度5強までは住家の倒壊等が起きるのは希ですが、特に夜間・停電時は多数の方が不安から避難されると予想されます。このような場合、ほとんどの方が明るくなれば自宅被害の確認や片づけ等のため自宅に戻られるため、市の避難施設は避難者が生活できるような態勢は取らず、「緊急避難場所」として運用します。

一方、震度6弱から住宅の倒壊が増え始め、震度6強以上の揺れが起きると多数の住家が倒壊または危険な状態になるため、市の避難施設は多数の方が一定期間生活することになるものとして、当初から「避難所」としての態勢を逐次整備していきます。

一部の施設については避難所としての運用に適さないため、緊急避難場所にのみ指定さ

れています。当該施設に避難された方で避難所で生活される方については、市の指示により近隣の他の施設に移動していただくことになります。

2.2 受け入れの態勢

避難施設における対応は、当該施設に避難する複数の地域の自治会・自主防災会と、当該施設の管理者、市の避難所自動参集職員や避難所担当職員が協力して行うことになります。受け入れに当たる自治会・自主防災会の担当者は、地域住民の避難に先行して受け入れ準備をしましょう。(第1章4.1 及び4.2 を参照)

発災時の状況により当初、施設の管理者や市の担当職員等が現場におらず、遅れて到着することもあります。これら職員の到着を待つことなく、受け入れの準備～受け入れを開始してください。

2.3 受け入れの準備及び受け入れの具体的要領

「避難所運営マニュアル」、同別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」を参考にしつつ、地域に事前に検討しておいた施設の利用計画を当時の状況に応じて適宜修正(第1章4.2 を参照)して受け入れを行ってください。

なお、地域で普段から各世帯に避難者名簿を作成・準備しておいてもらい、避難者にはこれを携行してもらうことにより、避難者の受付の際の混雑を大幅に軽減し受け入れを円滑に行うことができます。

また、複数の地域で利用する施設においては、施設内を地域毎に区分して避難者を収容すると、次項の避難状況の把握や事後の避難所の運営、特に地域との連携等で便利です。

3 住民の避難状況等の確認

3.1 避難者名簿の把握・利用

避難者名簿は避難施設毎に人数等を集計して対策本部に報告され、事後の救援物資の各避難施設への供給等の避難者支援を行うための基礎資料となるほか、各地域の住民の所在確認の資料となります。

地域としても自宅にいない世帯について、避難者名簿を活用してどこに避難しているか把握するとともに、所在の確認できない人がいないか確認してください。

なお、避難者の状況は日々変化するので、定期的に確認するようにしてください。

3.2 指定避難施設以外へ避難した住民の把握

3.2.1 親戚・知人宅等への避難者

地域の住民の中には指定の避難施設ではなく、近隣の親類等の家に避難する方もおられると思われますが、そのような方についても動向を把握しておかないと、その所在が分からなくなってしまいます。

そのような方には避難時に避難先を表示(第1章4.5.2 参照)しておいてもらうよう徹底する、避難誘導(4.5.1)の際に申し出てもらう、一旦地域の人たちと市の施設に避難した後に移動する旨を地域の代表者に申し出てもらう等、様々な要領でその所在を把握できるようにしておく必要があります。

3.2.2 その他の地域の施設を利用する避難者

市の指定する避難施設のほかに、地域で独自に避難所を設けた場合も、市の施設と同様に避難者名簿を作成して、可能な方法で市の対策本部(教育部臨時避難所班)に通報するとともに、地域でも把握しておくようにしてください。

3.3 所在が確認できない人がいた場合

3.3.1 普段通勤・通学している方

平日日中に発災した場合には、多くの方が通勤・通学で地域を離れており、遠方に通われている方は公共交通機関の停止や道路の渋滞等により帰宅困難(いわゆる「帰宅難民」)になります。またそういった方々は、連絡がつかない状況にもなりがちです。

しかしこういった方々については帰宅できていない・連絡がつかないだけで、「行方不明者」「安否不明者」とは異なります。(「行方不明者」とは死亡の疑いのある所在不明者を表す用語です。)特に連絡もつかない方は当面「所在未確認」として扱ってください。通報等は不要です。

こういった方々は公共交通機関の運行再開や渋滞の解消に伴い数日内には帰宅し、あるいは連絡が取れるようになり、所在が判明するのが通常です。それでも所在が分からないままの方がいる場合には改めて、「安否不明者」として通報してください。

3.3.2 死亡が疑われる状況にある方

帰宅困難者とは異なり、いたと思われる自宅や職場等が土砂崩れ等に巻き込まれている、あるいは倒壊・焼失しているといった状況で、避難施設を含め所在が確認できない方については、「行方不明者」として通報してください。

3.3.3 その他の所在が分からない方

帰宅困難になっているとも考えられず、自宅や職場が損壊しているわけでもないのに所在が分からない、そもそも発災時にどこにいたのか推測する手がかりもないといった方については、「安否不明者」として通報してください。

4 地域の被害状況の把握・通報

「第1章2.5」で収集した地域の被害状況を、必要により追加の聞き取りを行った上で、「3.3」の内容も含めて自治会の地区毎に把握・整理し、市の対策本部に通報してください。

強い地震の際には電話が不通あるいは一時繋がりにくくなることが予想されますが、各避難施設には、非常時に市の対策本部との連絡を確保するための「防災行政無線(移動系)」の通信機が配置してありますので、避難実施後にこれを利用して自治会の地区ごとに通報してください。

なお、防災行政無線(移動系)の通信網は、市の指定避難施設が中学校区毎にグループ構成されており、中学校で地域の情報を取りまとめ本部に報告する構成になっているため、中学校以外の避難施設からは校区の中学校へ被害情報を通報してください。

第3章 発災翌日以降の対処

発災から概ね 1 日程度経過すると、他の地域から到着した応援の警察・消防、派遣された自衛隊等の救助・救援活動も本格化し、発災直後の混乱からやや落ち着いた状況になります。

また各避難施設では、避難所を運営していくための体制・組織を立ち上げることになります。

このため地域の自治会・自主防災会は、当初の「命を守る」ことに主眼を置いた、避難や救助を中心とする活動から、避難所運営組織や行政と連携しつつ、自分たちの生活を維持し財産を守る活動に移行していくことになります。

1 避難所の運営・運営支援

1.1 避難所の運営・運営支援

避難所では「班」や「係」が組織され、「避難所運営委員会」を結成します。避難所の運営はこの「避難所運営委員会」が中心となり、当該施設の避難者自身によって実施され、行政がこれを支援します。

避難所運営の細部は、「避難所運営マニュアル」、同別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」を参考に実施してください。

また地域の自治会・自主防災会としても、地域の住民が避難している施設の避難所運営委員会と連携して避難者の動向を継続的に把握するとともに、避難所運営委員会と随時協議して、協力できる部分があれば協力をお願いします。

1.2 避難所における犯罪の防止

避難所ではプライバシーの保護に配慮が必要ですが、プライバシーが十分確保されすぎると周りの目が行き届かず、犯罪に結びつく事象を見落としたり、避難者の様子をうかがい知ることができず、避難者の孤立を招いたりする恐れがあります。

また、他人との距離が取りにくい避難所では、人の出入りが不明瞭となりやすいことや所有物の管理が難しいことから、紛失や盗難が発生しやすくなります。

それに加え、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、女性や子どもへのレイプや暴行、盗

撮など立場の弱い者への犯罪が発生する可能性があります。

このような犯罪の場合、被害者からの声が上げにくく、そこに付け込んでエスカレートする
場合があるため十分注意が必要です。

避難所では死角を減らし、更衣室やトイレの配置を工夫するなど、犯罪が起こらないよう
にしてください。避難所運営委員会と連携・協力して避難者が気軽に相談できるような体制
づくりをお願いします。

2 応急給水

強い地震の際には、市内の広い範囲で断水や濁水が発生することが予想されます。これに
対し市対策本部水道部は、耐震貯水槽等の応急給水施設による給水や、病院等の施設や避難
所などに対して応急給水を実施します。ただし、断水の発生状況により給水所の開設場所や時
間は異なります。

市職員は、給水所の開設や運搬給水を行うため、避難所運営委員には開設後の応急給水所
の管理をお願いします。また地域の皆様には協力して、給水所まで水を取りに行くのが難しい
方々の支援をお願いします。

給水が実施される際は、市のホームページやツイッター、広報車などでお知らせをします。

また、給水の際には、ふたの閉まるポリタンクや持ち運びにカート等を準備しておくとう便利
です。

なお、山崎、真弓浄水場では、応急給水は行いませんのでお近くの給水所へお願いします。

3 地域における防犯・防火パトロールの実施

3.1 パトロールの必要性

大規模な地震災害時には、住民の多くが避難して自宅が留守になっていることが多いこ
と、停電や損壊等により建物の防犯態勢が低下していること、救援・復旧活動等による人の
出入りが多くなり不審者が目立ちにくいこと等から、そのような状況に乗じる目的で空き巣
狙い等が全国から集まり、かなり早い段階から被災地に出没する傾向にあります。

また一度鎮火した火災現場が再度出火したり、余震などで新たに火災が発生したりするこ
ともあります。

被災地域では「第3章1・2」のような弱者への犯罪も起こりやすくなることから、地域で協
力してパトロールを行い、防犯・防火に努めてください。

3.2 パトロールの編成・実施要領等

パトロールは必ず2名以上を1組とし、自宅にとどまっている方だけでなく、避難施設に避
難されている方も交え、交代で地域を巡回してください。

地域が広い場合は地域を区分し、複数の組で各地区を分担して巡回してください。その際
それぞれの区域は、それぞれの区域内の住民でパトロールを編成するようにしましょう。

巡回の際にはそれとわかるよう、腕章など何らかの表示を付けるようにすると、抑止効果を期待できます。また夜間の巡回時は必ずライトを携行させてください。

警笛等があると、不審者や火災の兆候を発見した場合の対処に便利です。警笛が鳴ったら周辺住民が集まり、協力して対処するよう周知してください。

なお空き巣狙い等は夜間だけでなく日中も、時には地域で災害復旧に当たる業者等を装って出没することもあります。このため一見事業者風の人でも安心せず、不審な点があったら声をかけ、社員証や工事関係の書類を提示してもらうなどして確認を取りましょう。

万が一不審者を発見した場合は警察に通報するだけでなく、地域でも周知して注意喚起してください。

第4章 発災後3日以降の対処

このころになると行政による活動の主眼は、要救助者の救出・救助、行方不明者の搜索といった活動から、徐々に被災者の生活支援及び地域の復旧に移り、被災地への支援も本格化してきます。また、住家の「応急危険度判定」(第1章4.5.3 参照)の開始に伴い、避難施設からの人の出入りも活発化します。

しかし前章3.1 に記載した空き巣狙いの出没や火災発生の可能性は当面続き(電気やガスの復旧に伴い、「通電火災」がむしろ発生しやすくなる)、給水活動も継続されるでしょう。

このため地域の自治会・自主防災会としては前章の内容や避難者・住民の動向把握を継続しつつ、行政に連携・協力する形で地域における生活支援や復旧活動に当たっていただくことになります。

1 災害ごみの収集

災害時に各家庭等で発生する片付けごみは、通常の生活ごみとは別に、各地域にある街区公園(小規模な公園)が住民用仮置き場となります。(通常の生活ごみは収集日の変更は行われますが、平素の集積場所がそのまま使われます。)

災害ごみの集積開始時期は別途、市のホームページや広報車、掲示板などで広報されますので、それまでは勝手に集積しないよう周知徹底をお願いします。

また、住民用仮置き場については、市の担当で巡回等も行いますが、自治会としても住民が分別区分等のルールを守って集積するよう、状況に応じて交代で監視員を立てる等処置してください。(災害時ごみの分別区分等については、『生駒市ごみガイドブック』をご確認ください。)

2 救援物資の配布

2.1 地域の全体に救援物資が提供される場合

このころになると地域の商店も逐次営業を再開していると思われますが、南海トラフ巨大

地震など広範囲に甚大な被害が及ぶ地震災害の際には物流が滞り、市内の全域で生活物資の入手が困難な状況が続くと予想されます。

通常、行政による救援物資の提供は自宅で生活できない、避難所生活を余儀なくされている被災者を対象として行われますが、このような広域災害の場合には、地域の住民全体を対象として救援物資の提供が実施されることもあります。

2.2 救援物資の受領・配布の体制作り

救援物資を地域に供給する場合は、事前に何らかの形で行政から周知が行われますので、地域で受領・配布のための組織を作ってください。

救援物資は通常、各避難施設で配布しますので、避難所で受領して地域まで運ぶことが必要になります。また地域が広い場合、住民が徒歩で集まれる範囲毎に物資の配布地点を設定し、避難施設で受領した物資を各配布地点まで運搬・分配して、各家庭からは各配布地点に受領に来てもらうことになります。

このため、物資を受領・運搬して地域内の各地点に分配する係と、それぞれの地点で各家庭に物資を配る係が必要となります。また物資を運搬するためのリヤカーや車両を確保する必要があります。またすぐに物資を受領できない家庭もあるので、配布地点ごとに未配布物資の一時保管場所も確保しておきましょう。

2.3 物資の請求・受領・配布

救援物資には食料・日用品など概ね地域の人数に応じて配布されるものと、おむつや生理用品、乳幼児のミルクなど、特定の対象にのみ必要とされるものがあります。

このため地域で自宅に残っている人の人数を市の対策本部に連絡するとともに、これら特定の対象のみに必要とする物資についても必要とする人数を把握して、対策本部に連絡してください。

地域内で複数の地点に物資を分配する場合は、各地点の配布対象区域を定め、当該区域毎に配布対象者数を把握しておきましょう。また可能であれば、配布対象地区毎に分けて請求・受領すると便利です。

配布に際しては予め配布地点や時間を地域で周知し、各家庭から受領に来てもらうとともに、高齢者など配布物資が運べない方などには、近隣で協力して受領・運搬するよう呼び掛けてください。

状況により、自衛隊等が物資の配布を支援する場合があります。その場合は物資の分配地点とそれぞれの所要数量を連絡・調整し、各地点で物資を受領して配布を行いましょう。

3 ボランティアの手配

ボランティアの募集・受け入れ・調整は、市の社会福祉協議会がボランティアセンターを開設して行います。

被災地においては、ボランティア支援に関する要望の受け付けが開始されたことを周知しても、ボランティアセンターに赴いて要望することを躊躇される方が多く、またボランティアセンターまでの移動手段が確保できないなどの例も見られます。

このため各家庭や商店の等の復旧の手伝いや、前項の救援物資の受領・配布の支援など、地域でボランティアの支援を頼みたいことがあれば、ボランティアセンターに要望を出すよう、被災している方々への個別の声掛けや、必要に応じて要望提出の支援をお願いします。（必ずしも要望のとおりボランティアが手配できるとは限りません。）

また本市より被害が大きな地域があった場合、そちらに全国からのボランティアが集中し、本市には十分なボランティアが集まらない状況も想定できます。このような場合本市では、全体で大きな被害が発生しているとはいえ、被害が集中した地域と被害が軽微又はほとんどない地域が発生すると考えられます。

このため市外や県外からのボランティアだけでなく、市内の被害が軽微またはほとんどない地域からも、可能な範囲でボランティア支援に参加していただくことも重要です。被害の集中している地域に対する応援の派遣を、自治連合会と協議しご検討ください。

【参考資料】市指定緊急避難場所・避難所一覧

No.	施設名	所在地	緊急避難場所		避難所
			地震	風水害	
1	生駒北小中学校	高山町 6794	○	○	○
2	生駒北スポーツセンター	高山町 166-2	○	○	○
3	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西 1 丁目 5-2	○	×	○
4	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南 2 丁目 16	○	×	○
5	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南 2 丁目 3-3	○	○	○
6	北大和体育館	北大和 3 丁目 5077	○	×	○
7	真弓小学校	真弓 1 丁目 11-15	○	×	○
8	上中学校	上町 3000	○	○	○
9	北コミュニティセンターISTA はばたき	上町 1543	○	○	○
10	あすか野小学校	あすか野南 2 丁目 5-1	○	○	○
11	生駒台小学校	新生駒台 1-33	○	○	○
12	光明中学校	小明町 55	○	○	○
13	総合公園体育館	小明町 1807-1	○	×	○
14	俵口小学校	俵口町 614-1	○	○	○
15	生駒中学校	西松ヶ丘 9-19	○	×	○
16	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 7-15	○	○	○
17	図書会館	辻町 238	○	○	○
18	生駒小学校	山崎町 4-44	○	○	○
19	たけまるホール	北新町 9-28	○	○	○
20	芸術会館美楽来	西松ヶ丘 2-20	○	○	×
21	市民体育館	門前町 9-20	○	○	○
22	コミュニティセンター	元町 1 丁目 6-12	○	○	○
23	生駒東小学校	東生駒 4 丁目 398-110	○	○※1	○
24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2232	○	×	○
25	認定こども園生駒幼稚園	西旭ヶ丘 18-12	×	○	×
26	壱分小学校	壱分町 356-1	○	○	○
27	大瀬中学校	小瀬町 911-1	○	○	○
28	生駒南小学校	萩原町 335	○	×	○
29	生駒南中学校	萩原町 90	○	△※2	○
30	むかはやま公園体育館	萩原町 673	○	×	○
31	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町 18	○	○	○
32	生駒南第二小学校	小平尾町 927	○	○	○
33	井出山体育館	小平尾町 1766-1	○	×	○
34	小平尾南体育館	小平尾町 1629	○	×	○
35	人権文化センター	小平尾町 1549	×	○	×

※1)グラウンドと南校舎 1 階は使用しない。 ※2)特に必要な場合のみ開放。